

重要なお知らせ

令和2年4月1日（水）から選定療養費が変わります。

令和2年4月の診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域医療支援病院では、下記の患者さんに対し、国が定めた費用をご負担いただくことが義務化されました。

初診時の選定療養費（改定）

■ 紹介状なしで受診される、又は、治療期間が終了・中止後に受診される場合

2020年3月31日まで

2020年4月1日から

医科 3,300円（税込）



5,500円（税込）

歯科 3,300円（税込）



3,300円（税込）

再診時の選定療養費（新設）

■ 状態が落ち着き、当院担当医が医療機関へ紹介を申し出た後も当院での診療を希望し、受診される場合

2020年3月31日まで

2020年4月1日から

医科 なし



2,750円（税込）

歯科 なし



1,650円（税込）

※ただし、緊急その他やむを得ない事情により、来院した場合はこの限りではありません。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

